

(注)このFAQは、令和7年12月1日現在の法令の内容に基づいて作成しています。

2025/12/17

項目	よくある質問	回答
原状回復	<ul style="list-style-type: none">・アパートを退去しようとしたところ、家主から、壁紙の張替え、畳の表替え費用を請求されました。・支払わないといけませんか。	<p>・お尋ねの「退去の際の手続き」については、宅地建物取引業法の規制対象ではありませんが、一般的には、次のとおり考えられます。</p> <p>① 入居契約書にその旨の取り決めがあれば、その内容に従う。 ② 取り決めがない場合、お尋ねの家主からの主張は、借主への要望・申し入れ事項と考えられます。</p> <p>・貸主、借主のトラブルの未然防止の観点から、国土交通省では、現時点において妥当と考えられる一般的な基準として「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を公表しています。家主との話し合いの際の参考資料としてご活用ください。</p> <p>(参考) 「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」について(国土交通省ホームページ) → https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house Tk3_000021.html</p>
敷金	<ul style="list-style-type: none">・アパートの退去時の精算で、敷金を返還しないと言っているんですけど…。	<p>・退去時の精算事務については、宅地建物取引業法の規制対象ではありません。</p> <p>・国土交通省が「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を作成しておりますので、参考にしてください。</p> <p>(参考) 「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」について(国土交通省ホームページ) → https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house Tk3_000021.html</p>
退去時の費用	<ul style="list-style-type: none">・賃貸物件の入居(退去)にあたり、部屋のクリーニング代、鍵の交換費用を請求されました。・支払う必要があるのでしょうか。	<p>・契約締結後の貸主と借主の関係については、宅建業法の規制対象外の事項ですので、お答えしかねます。</p> <p>・なお、国土交通省のホームページで、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」が公表されていますので、参考にしてください。</p> <p>(参考) 「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」について(国土交通省ホームページ) → https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house Tk3_000021.html</p>